我々は子供たちへの責任をはたしているか "人間の責任に関する世界宣言"の試み

兵 藤 長 雄

目 次

- 1。人間の責任に関する世界宣言
 - (1) インターアクション・カウンシル
 - (2) 世界宗教指導者と政治指導者との会議
 - (3) 倫理問題への本格的取り組み
 - (4) 人権宣言と責任宣言
 - (5) 責任宣言の概要とその結末
- 2。責任宣言その後のフォローアップ
 - (1) 世界宗教指導者との第4回会議(ジャカルタ)
 - (2) 「われわれは子供たちへの責任を果たしているか」(東京会議)
 - (3) 国際シンポジウム「われわれは次世代への責任をはたしているか」
- 3。「われわれは子供たちへの責任をはたしているか」――第 22 回 OB サミット・ザルツブルグ総会
 - (1) 正当化されうる軍事介入
 - (2) 22 同 OB サミット・ザルツブルグ総会
 - (3) 普遍的倫理基準に向けての潮流
 - (4) 結語

1. 人間の責任に関する世界宣言

(1) インターアクション・カウンシル

「人間の権利に関する宣言」が1948年、国連総会で採択されてから半世紀以上が過ぎ、それに基づいて法的拘束力を持つ国際人権規約(A規約、B規約と選択議定書)が1976年に相次いで発効してから既に久しい。これらの条約実施を確保するため、国連人権委員会や差別防止および少数者保護に関する小委員会その他いろいろの委員会、機関、組織が国連の下で活動している。

にもかかわらず重大な人権侵害は、今日、世界の至るところで跡を絶たない。この憂うべき現状を打開するため、心ある多くの個人や NGO 組織、団体もいろいろなことを試み、活躍している。インターアクション・カウンシルもそのひとつである。

インターアクション・カウンシル(InterAction Council)は、OB サミットと通称され、1983 年、福田赳夫元首相の提唱で設立されたもので、国家元首、首相経験者 30 人前後が毎年非公式に集い、人類が直面する政治、経済、社会、倫理などの分野における諸問題の実践的な解決へ向けた提言をしてきている。最初のインターアクション・カウンシル(以下 OB サミット)総会は、福田構想に共鳴していた国連のワルトハイム事務総長の引退直後であったので、同氏の議長の下で、ウィーンで開催され、それ以降、毎年 G7 現役サミット直前のタイミングで開催され、04 年で 22 回目を迎えた。毎年の総会にはメンバーの中で都合のつく元大統領、首相が 30 人前後集まり、その時々の国際情勢についての意見交換と共に、具体的なテーマを決めて、それについて、それぞれの国の指導者であった経験を活かした自由な立場からの議論をして、行動に向けた具体的な提言をまとめて現役の指導者達に提出している。元指導者の議論を有意義なものとするため、事前に各テーマの専門家を集めた準備会合が開かれるのが慣例であ

る¹⁾。

過去 22 回開催された OB サミットは、平和と安全保障、世界経済の活性 化、開発、人口、環境の関連しあう問題など様々な問題と取り組んできた。 そのような議論の過程で、特に元指導者達が強い関心を示してきたのが、 普遍的倫理の問題であった。その背景には、絶えることのない武力紛争、 戦争、経済格差の拡大、環境破壊などの背後にある人権問題の深刻化があった。

(2) 世界宗教指導者と政治家との会議

人権侵害の問題にはいろいろの側面があり、複雑な背景、理由があるが、OB サミットはその中で、次第に倫理的な背景に特に焦点をあてて検討が進められた。OB サミットの提唱者、福田赳夫元首相は、人口問題をはじめ、人類が直面している深刻な諸問題と真剣に取り組むためには、倫理的な側面に考慮を払うことが不可欠であるとの確信を次第に強め、同氏のイニシアティブで、1987 年ローマで世界の宗教指導者を集めた OB サミットのメンバーとの会合が開かれた。

このローマ会議は、世界の政治指導者と五大宗教の指導者が一同に会した近代史上初めての試みと言われた。仏教、イスラム教、ヒンズー教、ユダヤ教、キリスト教の聖職者が日本(福田赳夫元首相)西ドイツ(シュミット元首相)ナイジェリア(オバサンジョ元大統領)コロンビア(ボレロ元大統領)オーストラリア(フレーザー元首相)など全世界から集まった7カ国の政治家と二日間に亘って真剣な議論を福田議長の下で重ねたのである。

この会議の画期的なことは、討議を通じて達した共通認識、合意を「世界的な諸問題に関する声明」と題して世界に公表したことである²⁾。この声明は「近代史上初めて、インターアクション・カウンシルの招請により世界全大陸の政治指導者と五大宗教の指導者がローマで会談した。二日間

にわたり出席者は世界平和、国際経済および相互に関連する開発、人口、環境問題について話し合った」との記述から始まっている。平和の問題に関しては、「現在軍備競争に向けられている科学的、技術的資源と能力は、人類の生存と幸福を脅かしている全世界的な問題を解決するために使われるべきである」との共通認識を述べ、オゾン層減少の調査推進、生物の継続的減少の防止、生物圏への脅威に対抗する手段など具体的問題にも言及している。世界経済については債務危機問題を取り上げ、「いかなる政府もいかなる国民に対しても人間の品位を奪うような窮乏を要求することは道徳的にできない」と明言し、極貧国の債務削減問題に真剣に取り組むことを求めた。

もっとも画期的なことは、「家族計画政策と手段に対する各宗派のアプローチの違いを認識しながらも、指導者たちは、現在の動向から見て効果的な家族計画の追及は避けられないとの合意に達した。いくつかの国と宗派で持たれた積極的な経験は共有されるべきであり、家族計画のための科学的研究が急がれる必要がある」と明言されたことである。シュミット元首相は、「世界中から集まった五大宗教の聖職者達が、政治家とともに家族計画の重要性を認めたことは素晴らしい前進」と会議を総括した。

(3) 倫理問題への本格的取り組み

ローマ会議という最初の意見交換の場で、国際社会の直面する危機について議論する中で、その背後にある根源的課題、広く共有されうるなんらかの倫理基準を設定する必要性が次第に認識されるようになった。しかしその直後に起きた冷戦構造の崩壊、日本を始めとするバブル経済の崩壊、湾岸戦争などの国際情勢の激変のために、OBサミットもその間、この問題を掘り下げていく時間的な余裕を持たなかった。しかし、1995年夏、国際紛争の根本的解決には、その背後にある基本的倫理問題への取り組みが不可欠であると強く主張した福田赳夫元首相が逝去した。そして、OBサ

ミットの創設者の死が、OB サミットが、以後、心の問題、倫理問題へ本格的に取り組む契機ともなった。

シュミット元首相は、福田氏葬儀の直後、OB サミットが基本的倫理問題を最重要課題として取り組むことを提唱し、OB サミットは1996年3月に再び世界の宗教指導者を招いて「普遍的な倫理基準の探求」と題して専門家会議をウイーンで開催することを決定した。

この専門家会議にはシュミット議長の下に、宗教指導者、神学教授などの学者、哲学者そして政治家が参集し、議論が進められた。その中で「世界人権宣言から 50 周年の 1998 年に、国連は人間の責任に関する宣言を検討する会議を招集し、人権の果たして来た重要な役割を補完すべきである」と提言され、これが承認された。その報告書は同年 5 月の OB サミット第 14 回バンクーバー総会に提出、承認された。

それを受けて1996年夏、チュービンゲン大学のキュング神学名誉教授を中心としてトーマス・アックスウォーシー(加)キム・キョンドン(韓国)教授³⁾などの積極的協力によって具体的な責任宣言の草案起草作業が開始され、1997年4月、再びウィーンにおいてシュミット議長の下で前年の専門家会議参加者が集まり、この草案の詰めの検討が行われた。この検討にはノーベル平和賞受賞者でOBサミットメンバーでもあるオスカー・アリアス、元コスタリカ大統領も積極的に参画した。

このようにして出来た専門家会議最終草案が同年の第15回ノルドヴァイク総会に提出され、積極的な議論の中で、カーター元大統領をはじめ多くの有益な修正案も出され、シュミット議長、ファン・アクト・オランダ元首相、ファーグラー・スイス元大統領に最終的なリダクションが委任された。総会最終案は国連提出草案として8月にOBサミット全メンバーに送付され、署名された。それを受けて9月1日正式に採択され、国連のアナン事務総長と全世界の政府に送付された。

(4) 人権宣言と責任宣言

OB サミットにおける普遍的な倫理基準の探求、その過程での議論の詳細な紹介は、紙数の制約もあり不可能であるが、参加者の思考の出発点は世界人権宣言、特にその第29条(すべての人の社会に対する義務)であった。

最近の国際社会を見ると、ハンティントンの「文明の衝突」は不可避ではないにしても、文化と宗教間、各地域間の相互不寛容性はますます先鋭化しているように見える。先進民主主義を自負する欧米社会では、日本も含め家族、地域社会、母国に対する責任を受け容れることなく、権利ばかりを要求する人々が増え続け、多くの問題が行き詰まっている。

OB サミットの会議では、権利は自由と関係し、義務は責任と関連するとの議論を経て、無関心の自由から、かかわりあう自由へと転換する必要性が強調された。この専門家会議の議長を務めたシュミット元首相は報告書⁴⁾の中で次のように総括している。

「人類の義務という概念は、自由と責任の均衡をはかってくれる。権利は自由と関わりあいがあり、義務は責任と関係がある。しかしこうした違いはあっても、自由と責任は相互依存の関係にある。責任は、道徳的資質として、自由を自然に自発的に抑制する。いかなる社会においても無制限な自由というものはありえない。したがって楽しむことができる自由が大きければ大きいほど、私たち自身に対して、また他の人々に対して負う責任も重くなる。また持てる能力が多ければ多いほど、それを最大限発揮するという責任も増す。私たちは、無関心の自由から関わりあう自由へと移行しなければならない」

権利だけを主張することが際限ない紛争の可能性を高める。宗教団体が 自らの自由を主張するからには、他の宗教の自由を尊重する義務がある。 自由と責任は相互に依存しあい、均衡し合うことが求められる。適正なバ ランスを欠く無制限な自由は、強制された社会的義務と同じくらい危険で ある。極端な経済的自由と資本主義的強欲が深刻な社会不正をもたらした 事例、社会の利益または共産主義の理想という名のもとに、人々の基本的 自由への弾圧が正当化された事例は何れも枚挙にいとまがない。

権利と義務は密接に関連しあっている。生命の権利は生命尊重義務と、 思想、良心、信仰の自由の権利は他者の思想、信仰の尊重義務と表裏一体 である。

上述の一連の世界宗教指導者との専門家会議では、この議論を更に掘り 下げて、このような認識は、実は、古来の聖者や賢者、倫理指導者が説い てきたものであったとの共通の認識に到達した。

例えば、上述のような認識は「自分にして欲しくないことは、他人にもするな」というすべての宗教に共通する黄金則から出発している。またマハトマ・ガンジーの「七つの社会的罪」がしばしば引用された。

- (ア) 原則なき政治
- (イ) 道徳なき商業
- (ウ) 労働なき富
- (エ) 人格なき教育
- (オ) 人間性なき科学
- (カ) 良心なき快楽
- (キ) 犠牲なき信仰

倫理は集団生活を可能にする最低限の基準である。倫理とその帰結である自己抑制なしには、人類は弱肉強食の世界に逆戻りしてしまう。世界はその上に立つことのできる倫理的基盤を必要としている。「人間の責任に関する世界宣言案」の起草はこのような議論を背景として進められた。

(5) 世界責任宣言と国連への働きかけ

責任宣言全文邦訳は本論末尾に付録として収録したとおりであるが、人間性の基本原則、非暴力と生命の尊重、正義と連帯、真実と寛容、相互尊

敬とパートナーシップの五項目、19条にまとめられ、国連総会がこれをすべての人々、すべての国家の共通の基準として宣言する形をとっている。 それはこの責任宣言が世界人権宣言から出発し、これを補完するものとの強い信念に基づいているからである。

最も注目すべき条項の一つは、「賢明な家族計画は、すべての夫婦の責任である」と明言した第18条である。同条は更に「いかなる親も他の成人も、児童を搾取し、酷使または虐待してはならない」と規定している。

この国連提出草案に基づいてカーター、ゴルバチョフ、キャラハン、ジスカール・デスタン、シュミット、トルードー等主要国の元大統領、首相をはじめOBサミットのメンバーが自国政府、国連に働きかけて、責任宣言の国連での採択を目指すこととなった。日本では土井たか子社民党前党首や武村正義、塩川正十郎元大蔵大臣等が積極的賛意を表した他、コフィ・アナン国連事務総長、キッシンジャー元国務長官、マクナマラ元世銀総裁、ポール・ボルカー米連銀総裁、ワイツゼッカー・ドイツ元大統領、スハルト・インドネシア大統領、マフード・ザクズーク・エジプト宗教大臣、アブドラジス・アルクライシ・サウジアラビア元通貨庁総裁、エルハッサン・ビンタラール・ヨルダン皇太子をはじめ世界の聖職者等も初期賛同署名者となって積極的な支持を表明した。

アナン国連事務総長も積極的な関心を示し、中国、エジプト、インド、 およびインドネシアが責任宣言採択の動議を提出するところまで漕ぎつけ た。責任宣言はアジアをはじめ開発途上国の政治関係者には好意的に受け 入れられ、世界の多くの地域の学者や宗教指導者からも好評をえた。

例えば中国では97年9月10-12日、北京において24人の宗教家(儒教、道教、仏教、キリスト教)と社会科学の学者が集って、中国文化の視点から普遍的倫理と人間の責任の問題を検討し、人類の普遍的倫理基準の探求を促進する方途を検討する為の学術会議が開催され、前向きのステートメントが出された50。インドでは責任宣言と後述の世界宗教家会議が採

択した世界倫理に関する宣言を検討する為に、97年11月22-23日、ニューデリーで50人以上の宗教家、学者の会議が開催され、両宣言の考え方に基本的に共感しその推進に熱意が示された⁶⁾。

しかし最終的にはこの試みは成功しなかった。これに最も強く抵抗したのは欧米の先進民主主義国といわれる国々の人権擁護団体、一部のメディアおよび政治指導者であった。何故彼らは反対したのか。シュミット議長の総括報告は次のように述べている。

「多くの社会は伝統的に人間関係を権利よりも義務の面で捉えてきている。例えば一般的に東洋の考え方がそうである。伝統的に西洋では少なくとも17世紀の啓蒙運動以来、自由と個人の概念が強調されてきたのに対し、東洋では責任と共同体の観念が強かった。人間の義務に関する世界宣言ではなく、世界人権宣言が起草されたのは、周知のように起草者が第二次世界大戦の勝者となった西側諸国の代表者であり、そこに彼らの哲学的、文化的背景が反映されていることは疑いないところであろう」

反対論者は、世界人権宣言の具体的な実施のために為すべきことが山積している今、責任宣言は人権宣言の更なる徹底、実施を複雑化し、人権宣言そのものを弱体化すると主張する。また、国連は基本的には加盟国の政府の組織であり、個人の普遍的倫理基準の宣言は国連には馴染まないという反対論も出された。しかし責任宣言は記述の如く、人権のより確実な行使、履行を確保するのが目的であり、表裏一体であること、責任宣言には国家の責任、義務を直接取り上げているものもある(例えば第6条)ことを考えれば、このような批判は責任宣言の理解不足によるものとしか思えない。また欧米諸国の政治指導者の中には、責任宣言が開発途上国側によって、いろいろな分野で欧米諸国側の責任追及の有力な武器として活用されることを懸念した者もいたのかも知れない。

しかし、責任宣言の真意を良く説明し、誤解を解けば反対論者も支持者 になった例も多い。例えば米国のメディアは当初、一斉に責任宣言反対キ

ャンペーンを展開した。特に責任宣言第14条(報道の自由と責任:正確性、真実性、センセーショナリズムの回避)は報道の自由を脅かすものとして反対した。しかし1998年夏、モスクワで開催された世界報道編集者会議においてOBサミットメンバーであるカレビ・ソルサ、フィンランド元首相が責任宣言についいて説明する機会が与えられ、縷々理解を求めた結果、例えばインターナショナル・ヘラルド・トリビューンやフィナンシャル・タイムズ紙は責任宣言の支持者になった。

世界的ヴァイオリニスト、メニューヒンは責任宣言に感激し、晩年この熱心な推進者になったように、世界中でこのアイデアに共鳴する文化人、識者も決して少なくなかった。OB サミット事務局は10万人に及ぶ世界の人々から、賛意を表し協力を申し出る書簡を受領した。責任宣言は現在20ヶ国語に翻訳されている。

2. 責任宣言とその後のフォローアップ

(1) 世界宗教指導者との第4回会議(ジャカルタ)

世界人権宣言 50 周年に合わせて責任宣言を国連総会で採択するとの試みは結実しなかったが、国際社会の中に普遍的な倫理を求める動きは、その後も OB サミットの内外で続けられている。国連の諸機関(例えば 1997年の UNESCO による普遍的倫理プロジェクト)や世界の宗教団体、アカデミックな会合でも「人間の責任」に関する問題がしばしば取り上げられるようになってきている。

特に9・11 テロ後の新たな国際情勢の緊張の中で、再びこの問題に対する関心は高まりつつあり、OB サミットは2003 年 3 月、米英両国によるイラク侵攻の直前、ジャカルタで、「分断に掛ける橋 (Bridging the Divide)」と題して再び宗教指導者と政治指導者との会合を開催した。9・11 テロ後、イスラム圏内の国々では米国の一国中心主義への傾斜に反発し、反米感情

が助長される中で、イスラム圏を欧米と対峙させる短絡的動きが顕著になってきたことへの危機感がその背後にあった。

ジャカルタ会議にはイスラム教、仏教、ヒンズー教、ユダヤ教そしてキリスト教からはカトリック、ギリシャ正教、プロテスタント各宗派の代表そして儒教を代表して韓国の哲学者が、政治指導者としてフレーザー豪、ファンアクト蘭元首相、ハビビ・インドネシア、マウア・エクアドル元大統領が参加した。

筆者もこの会議に専門家として参画し、直接議論に参加する機会を得た。 筆者にとっては世界の宗教指導者との会合は始めての経験であったが、印象的だったのは、イラク戦争直前の緊迫した情勢下であったにもかかわらず、議論は極めて静かに理性的に行われたことである。聖職者達は異口同音に、各宗教の教義はそれぞれ異なるが、それよりも多くの基本的な倫理を共有していること、信仰を分断するものよりも、結び付けるものの方がはるかに大きいことを強調した。

この会議での議論の合意点、コンセンサスは「声明」⁷⁾ としてまとめられた。この「声明」は、特にすべての宗教指導者に対し、暴力とテロリズムの宗教的正当化を強く拒絶するよう呼びかけ、世界の指導者に対し、過激主義を排し、異宗教と異民族間の分断の橋渡しをすべく積極的な行動をとること、すべての国家に対し、国連を公正、均衡、平和を達成する最善の手段と位置づけ、恣意性、ダブルスタンダード、不公正な差別に反対することを訴えた。そして今こそ責任宣言の精神を実行する時であることを強調した。

この会議でイスラム教の聖職者からも、イスラム、キリスト、ユダヤの 三宗教のルーツは同根であり(アブラハム信仰)西欧文明はイスラム文明 の多くの遺産の上に築かれている(数学、天文学など)との指摘がなされ た。イラク情勢が緊迫する中で、イスラム、キリスト両文明の衝突という 悪夢をどう回避するかに大きな関心が集まったのは当然であった。

(2) 「われわれは子供たちへの責任をはたしているか」

責任宣言の国連総会採択はなお実現していないが、そのことは OB サミットのこの問題への関心低下を意味するものではない。むしろこの問題をより具体的な問題に向けて追求していくことが、混迷を深める国際社会の現実の中でますます必要になっているとの認識が強まった。そこで最も喫緊の問題である児童の問題を取り上げ、04年は子供に対する責任を厳しく問うことが決定された。

そこで第 22 回ザルツブルグ総会に向けた準備として、3 月東京において「われわれは子供たちへの責任をはたしているか」との議題で専門家会議が開催された。この会議は 1987 年のローマ会議の継続と位置づけられ、宗教指導者としてローマ会議以来、ウィーン会議にも出席した仏教徒アリヤラトネ (スリランカ) やヒンズー教徒アグネヴェシュ (インド) 両聖職者が参加した他、スエーデンのオーンベリ元農水大臣 (現スエーデン児童教済財団理事長) キム韓国社会福祉教育委員会総裁、ハンソン米国サンタクララ大学倫理学教授などが海外から専門家として参加した。国連からはオトゥヌ事務総長特別代表 (子供と武力紛争担当) の参加が予定されていたが国連の会議と重なりペーパーによる参加となった。政治家としてはフレーザー豪、宮沢両元首相、マウア・エクアドル元大統領が参加した。以下会議での議論、特に共通認識となった事項を要約したい。

専門家会議では子供の権利条約、戦争とテロ、教育問題、エイズ、児童の搾取問題の順で議論が進められた。子供の権利条約については筆者が報告者として、児童権利条約成立の経緯、武力紛争への児童の関与と商業的性的搾取に関する二つの選択的議定書成立の意義、国連における子供の問題に対する取り組みの経緯(子供の権利委員会、子供サミット、マシェル報告8)のインパクトなど)について報告した。

議論はまず 15 年前、国連総会が児童に完全な人権を保証した児童権利

条約を採択し、192 カ国がこの条約を批准したのに、今日、何故未だに広 範囲に子供たちが虐待や苦痛の犠牲者になっているのかという具体的現実 の紹介から出発した。

例えば数値だけで悲惨な現状の全体像を語りきることはできないが、その記録は衝撃的である。世界の5歳から14歳までの子供たちのうち、2億5千万人が労働に従事し、そのうちの7千万人は10歳以下の児童である。国際労働機関(ILO)によると、世界の児童労働者の7割が農業に従事し、1億2千万人の子供たちが教育を受けられずにおり、およそ30万人の児童が世界で30にも達する武力紛争の兵士となっている。約2千万人の子供たちが武力紛争や人権侵害のために家から追われている。2010年までには、2500万人の子供たちがエイズ(HIV/AIDS)の犠牲で孤児になる等である。

条約に調印し、批准しただけでは、この条約が確実に履行される保証は 国際社会にはない。これを国内立法化し具体的措置をとらなければ死文化 してしまう。国連の子供の権利委員会もその実施状況を監視することにな っているが、なかなか実態の把握は困難な面がある。

戦争とテロリズムの最大の犠牲者は子供であることは誰もが認める。大きな反響を呼んだマシェル報告によれば、過去 10 年間で 200 万人の子供が戦争で殺され、その 3 倍の子供が生涯にわたる障害をともなう重傷を負い、2000 万人の児童が難民となった。武力紛争は学校、教育施設を破壊し、虐殺、レイプ、性的搾取、飢え、疾病そして貧困を極限化させる。最も深刻なのはこのような残酷な現実が子供の心に与える傷である。今でも子供を惹きつけるようなデザインの 1 億 1000 万発以上の対人地雷が子供を犠牲にし続け、農地を破壊している。対人地雷の制作費は一個 3 米ドル、その除去費は 300—1000 米ドルとの試算も紹介された。武力紛争の解決に向けた和平交渉の際にも、児童の保護が議題になることは今まではなかっ

たことが、政治指導者の児童への関心の欠如を如実に物語っている。

貧困の問題と関連して、アグニヴェシ氏がインドは事実上二つの国民、エリートと圧倒的多数の貧民から成り立っており、宗教もエリート層の教育、統治のために奉仕し、本来の精神的な価値が軽視されている、インドでは6500万人の子供たちは学校に行けず、奴隷的労働をさせられている、インドが輝いて見えるのはペーパーの上だけにすぎないと極めて厳しい見方をしていたのが印象的であった。

児童の中でも貧困、非識字、疾病などの生活苦は少女たちにより重くの しかかっている。次世代の母となり、中心的な養育者となる役割を背負う 少女たちの窮状は世界全体の恥であるとの指摘もなされた。

一方、世界中のすべての子供たちに教育の機会を与え、病気の子供たちを治療するための医療品やワクチンを普及させ、世界中のすべての子供たちが満たされた一生を過ごせるという希望を与えるための知識や技術、そして資源が欠落しているわけでは必ずしもない。

例えば、世界全体の軍事費の僅か 4 日分を世界中の教育普及の為の財源として転換すれば、すべての子供が読み書きの機会をうることができる。 現在先進工業国は自国の経済問題を抱え、援助疲れが顕著で寛大さを失い、全体として援助はわが国を含め削減傾向にある。しかもこれらの先進諸国の国産農産品に対する巨額の補助金は、開発途上国側の国際農業市場への公平な参入を困難にし、経済的自立を不可能にしている。

問題は資源や技術の不足ではなく、優先順位の問題である。途上国援助と軍事費は徹底的に再調査、再評価されるべきだ。多くの諸国が軍事費に 巨額をつぎ込み、その多くが浪費されている。世界中の子供が直面している諸問題の殆どを克服するのに充分な財源がそこにはある。

世界で最も貧しい子供たちに対するわれわれの不履行の根本的原因は政

治的意志の欠落なのだ。この責任は豊かな国、貧しい国双方の政治指導者 のみならず、世界の子供たちの窮状とどう関わり合うべきかという倫理観 を教えなかった宗教家や教師たちにもある。

今必要なのは道徳心や倫理観を備えたより高い国際協力の精神であり、 世界の指導者たちが道徳心や倫理観の重要性を再認識する必要がある。第 二次大戦直後には分かち合いの精神があった。米国は、戦後の荒廃からの 復興財源としてマーシャル・プランやガリオア・エロア資金を実行するな ど、偉大なリーダーシップを発揮した。国連の創設における米国の役割は、 世界が非人道的力によってではなく、法によって統治されなければならな いという力強いメッセージの発信でもあった。今こそそのような目的意識 を取り戻す必要がある。

国際的な公正さという意識の向上がない限り、世界が平和の実現やテロリストの根絶を達成することは困難だ。OB サミットは人間の責任を受け入れることが人権を補強することに繋がると一貫して主張してきたが、子供の人権、われわれの子供に対する責任を考えれば、このことは一層強く妥当する。

(3) 国際シンポジウム「われわれは次世代への責任をはたしているか」専門家会議に続いて、3月21日、読売新聞社と東洋大学の協力を得て、東洋大学キャンパスにおいて公開国際シンポジウムが開催された。参加者は専門家会議参加者の他に、日本から塩川正十郎前財務大臣、稲盛和夫京セラ名誉会長、伊勢桃代アジア女性基金専務理事他が参加した。会議の第一セッション「武力紛争に脅かされている子供への責任」第二セッション「貧困・疾病・搾取に脅かされている子供への責任」第三セッション「いかに子供たちを守りうるか」というサブ・タイトルで行われ、筆者は第一セッションのパネリストとして専門家会議の概要を紹介するという形で問題提起を行った。議論の中核は、児童の権利条約の履行を阻害している最

大の要因は戦争、武力紛争であり、中東、アフガニスタン、イラクにおける子供の犠牲の悲惨な実態が改めて強調された。

第二セッションでは塩川、稲盛両パネリストより、開発援助について、 実態、成果の再評価、特に援助が有効、適切に使用されず、為政者のポケットにはいるような現状を早急に改善する必要性が強調され、他のパネリストからは援助は原則無償に切り変えるべしとの主張もなされた。第三セッションでは稲盛パネリストから、私費を投じて設置した虐待児童施設での経験談が披露され、同氏も根本は精神的、倫理的な問題であることを強調し、人間の責任宣言のアイデアは素晴らしいが、全く知られていないのは残念であるとして、このアイデアの一層の推進を支持し広報の必要性を強調した。

公開討論では武器の輸出、売買についての鋭い指摘も聴衆からなされ、 活発な議論が行われた。

3. 「われわれは子供に対する責任をはたしているか」 ——04 年第 22 回ザルツブルグ OB サミット総会

第22回OBサミットの主要テーマは責任宣言のフォローアップとして、「児童に対する責任の問題」を取り上げ、検討することであったが、その中での武力紛争と子供の問題は最も切実な問題であった。悪化する中東情勢、アフガニスタン、イラクへの武力介入の泥沼化の中で、9・11テロ以後の米国の新しい安全保障政策の大きな柱となったブッシュ・ドクトリン、先制予防攻撃論は、国際社会に大きな不安と反発を呼び起こした。

そこでOBサミットはこの問題を取り上げ、ザルツブルグ総会の直前、 ウィーンで国際法学者を中心に、「正当化されうる軍事介入」のテーマで この問題を討議することとした。

(1) 正当化されうる軍事介入

この専門家会議の議論は本稿の主題を少し離れるので、詳説は避けるが、参加者は多数の国際法学者の他、フランソワ・ポンセ(仏)ヤンコウヴィッチ(墺) 元外相、マクナマラ元米国防長官、ペトリッシュ墺国連大使、OB サミットからシュミット(独)、フレーザー(豪)、宮沢元首相が参加した。筆者も「先制攻撃ドクトリンの挫折とインテリジェンス」と題するペーパーを提出して参加した。

会議のコンセンサスはブッシュ・ドクトリンを危惧する否定的意見が圧倒的に多かった。特にイラクに対する対応は、国際法違反であり、否定的な国際的反応を招き、結果的にも脅威の拡散に繋がりつつあるとして批判された。マクナマラ元国防長官はベトナム戦争にも言及しつつ極めて強くブッシュ政権の対応に危機感を表明していたのが印象的であった。

結論は9・11テロ後の変化した国際社会においても、基本的には法の支配、国際法秩序、国連特に安全保障理事会の重要性は不変であり、如何に絶大な軍事力、経済力がある国も、この基本を無視して自国の信念だけで行動することは許されないというものであったが、議論が分かれたのは人道的武力介入であった。

見解が分かれるのは、カンボジア、ソマリア、東チモールのように国連安保理の下での介入ではなく、コソボの如く国連の承認はなく、NATOという地域機構の決定で行うものをめぐってである。結局はケース・バイ・ケースで検討する他ないということに落ち着いたが、問題はスーダンの事例の如く、児童も含めダフール地域で重大な人権侵害の事例が報ぜられるにもかかわらず、国際社会の方に行動を起こす意思が乏しいことだとの指摘もなされた。

(2) 第 22 回 OB サミット・ザルツブルグ総会

第22回OBサミットは7月21-23日、オーストリアのザルツブルグにおいて開催された。OBサミットのメンバーとして、シュミット名誉議長、

フレーザー(豪)宮沢両議長の下で、ヴァイツゼッカー(独)プリマコフ(露)カールソン(スエーデン)マジャーリ(ジョルダン)マジーレ(ボツアナ)デラ・マドリ(メキシコ)等20人の元首相、大統領が参加した他、ブルーメンソール米元財務長官、マクナマラ元国防長官、福田康夫元官房長官等の元閣僚や専門家、学者が多数参加した。

総会は慣例として参加者の一人がその時々の重要な国際問題について、私見も交えて基調報告をすることから始まるが、第22回総会はカールソン元スエーデン首相が報告者となった。最大の関心は当然のことながらイラク問題やパレスチナ・イスラエル紛争を中心とする中東情勢であった。丁度アルグレイブ収容所やグアンタナモ基地における米軍による抑留「敵戦闘員」の虐待問題がクローズアップされていた時でもあり、ブッシュ政権のイラク政策、特に専門家会議の第二のテーマが先制攻撃論であったこともあり、ブッシュ・ドクトリンに対しては米国からの参加者(但し民主党系)も含め厳しい批判が続出した。またイスラエルが建設中の隔離壁は国際法違反と断罪した勧告的意見を国際司法裁判所が出した直後でもあったので、中東紛争におけるイスラエルの行動、それを事実上黙認する米国への非難が強く出された。

先制攻撃論をめぐる専門家会議の否定的結論は全面的に支持された。なお貧困、特にアフリカにおける貧困問題の深刻化の中で、スーダンのダフール情勢の危機的実態に対する大国の関心の低さに対する批判が強く出された。

蛇足ながら筆者は、専門家の立場で、国連の役割の再認識、機能強化の必要性を強調した中で、国連は経緯的には第二次大戦の戦勝国による敵国封じ込めの思想が色濃く残っていることを指摘し、旧敵国条項(憲章第53条(2)第107条)の即時削除から始めて、安保理の構成、予算の分担など国際社会の現実に即した改革が喫緊の課題である旨を強調したところ、最終コミュニケにその主張が挿入された⁹⁾。

「われわれは子供たちへの責任をはたしているか」の中心議題については、結論は明確に否であり、専門家会議の報告が全面的に賛同を得たのみならず、更にいくつかの具体的な提案も積極的に評価された。例えば、英国から専門家として参加した元教育相ブラックストン女史が紹介したUNICEF、WHO、ワクチン基金が共同で進めている免疫化計画を財政的に支援する提案¹⁰⁾ に対し、子供の疾病問題に対する現実的対策として積極的関心が示された。

また、最も根本的な問題、戦争と貧困の問題に対して、先進国の援助疲れの現状に鑑み、被援助国の軍事支出、軍縮努力と援助額をリンクさせる考え方、例えば必要性を超えて軍備拡張を図る被援助国に対しては、財政援助を停止ないし大幅削減すべしとの提案も出された。

そして何よりも重要なことは、児童の問題の議論を通じて、世界の指導者に対して子供への責任を果たすことが、彼らに求められる倫理の中核的部分であるという共通認識であった。

このように、児童の問題と予防戦争の議論を通じて、改めて国際社会における道徳心の欠如、最高度の普遍的倫理基準の追求とその実現、「人間の責任に関する世界宣言」の国連における採択を目指して、努力を新たにすることが決議された。もしこの方向へ向けての努力が実を結ばなければ「文明の衝突」も避けられないとの危機感も表明された。

(3) 普遍的倫理基準に向けての潮流

普遍的な倫理の必要性を求める動きは、実は OB サミット以外でも相前後して始まっていた。ユネスコでは 1989 年 2 月 10-12 日パリで「諸宗教間の平和なくして世界平和はない」との議題の下でシンポジウムが開催された。これは世界の平和と安全の確保が最重要課題である国連が、多くの国際紛争の根底に横たわる宗教間の対立、抗争に光を当てて、この面から国際平和への貢献を試みたものである。翌年 90 年にはダボスでの国際経

済フォーラムで、世界経済と宗教の問題のコンテクストの中で、普遍的な 倫理の必要性が議論された。

その中で最も具体的に行動したのは宗教団体、宗教家自身であった。 1993年8月28日-9月4日シカゴで開催された世界宗教家会議(The Parliament of the World's Religions)では、この会議に参加した6500人の世界の諸宗教の代表者によって「普遍的な倫理に向けての宣言」が署名された。この宣言は、世界宗教家会議百周年を記念するものでもあったが、この宣言の発出に至る経緯、その基本的認識は、今まで述べてきたOBサミットでの経緯、認識と一致している。1997年に署名され公表された「人間の責任宣言」もこの動きに触発された面もある。

両宣言の中には共通した認識が多く含まれている。宗教家と政治家による倫理、責任両宣言に類似の条項が多く盛り込まれているのは偶然ではない。世界宗教家会議が倫理宣言を起草するに当たって、世界の学識者の協力を求めたが、協力したグループの中核となったのがチュービンゲン大学のキュング(Hans Kueng)神学名誉教授であった。そしてOBサミットで責任宣言の起草が検討された時、その熱心な推進者であったシュミット元首相が協力を求めた専門家の一人がキュング教授であった。結局倫理宣言起草の経験を持つ同教授は再び中核的な働きをする結果となったのである¹¹⁾。

(4) 結語

以上瞥見してきたように、絶えることのない血なまぐさい武力紛争、国際テロという新しい脅威、拡散し深刻化する人権侵害、その中で、児童が最大の犠牲者である現実に直面して、普遍的倫理基準を求め、基本的人権を強化するための責任宣言を志向する動きは、21世紀の人類の方向を示唆するものがある。05年のOBサミットは国連60周年を記念して6月にサンフランシスコ近郊で開催されることが決まっているが、04年の第22回

OB サミットでは、責任宣言の国連での採択に向けて再度努力を新たにすることが決議された。

しかし、責任宣言が人権宣言に対立し、これを弱体化、相対化するとの 誤解に基づく反対論は、欧米の人権擁護団体、それを背景にした政治家、 政府の中でなお根強いものがある。筆者自身は、国連での責任宣言の採択 には、なお、かなりの時間が必要だと見ているが、OB サミットの求める 方向は、21 世紀のあるべき人類の方向であると確信している。

付 録

「人間の責任に関する世界宣言」

前文

人間家族全員に備わっている本来の尊厳および平等かつ不可侵な権利を承認することは、世界における自由、正義、平和の基礎であり、義務ないし責任を示唆するものであるので、

権利の排他的主張は、武力抗争、分裂および際限ない紛争に帰着する可能性があり、また人間の責任を無視することは、無法と無秩序を引き起こす可能性があるので、

法の支配と人権の促進は、公正に行動するという男女の意思にかかるもので あるので、

地球的な諸問題は、あらゆる文化および社会によって尊重される理念、価値 および規範によってのみ達成されうる地球的解決を要求しているので、

すべての人々には、その知識と能力の限り、自国と地球全体においてより良い社会秩序を育成する責任があり、この目標は法律、規定および協約のみでは 達成できないので、

進歩と改善への人間の願望は、いかなる時にもすべての人々と組織に適用すべく合意された価値および基準によってのみ実現されうるものであるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

すべての個人および社会のすべての機関が、この人間の責任に関する宣言を 念頭に置きながら、共同体の前進とそのすべての構成員の啓発に資するべく、 あらゆる人々とあらゆる国々の共通の基準として、この宣言を公布する。かく て我ら世界の人々は、すでに世界人権宣言が宣明している誓約、すなわちあら ゆる人々の尊厳、彼らの不可侵な自由と平等および彼ら相互の連帯の全面的認 容を、改めて確認し強化するものである。これらの責任の自覚と認容は世界中 で啓蒙され推進されなければならない。

人間性の基本原則

第1条

すべての人々は、性、人種、社会的地位、政治的見解、言語、年齢、国籍または宗教に関わらず、すべての人々を人道的に遇する責任を負っている。 第2条

何人も、いかなる形にせよ非人間的な行為に支持を与えてはならず、すべて の人は他のすべての人々の尊厳と自尊のために努力する責任を負っている。 第3条

何人も、いかなる集団もしくは団体、国家、軍隊もしくは警察も、善悪を超越した存在ではない。すべてが倫理的規範の対象である。すべての人は、あらゆることにおいて善を推進し悪を避ける責任を負っている。

第4条

理性と良心を授けられたすべての人々は、各々と全員に対する、すなわち家族と地域社会に対する、人種、国家および宗教に対する責任を、連帯の精神によって受け入れなければならない。自分自身が他者からされたくないことは他者に対しても行ってはならない。

非暴力と生命の尊重

第5条

すべての人々は、生命を尊重する責任を負っている。何人にも、他の人間を傷つけ、拷問し、または殺す権利はない。これは、個人または地域社会の正当な自衛の権利を除外するものではない。

第6条

国家、集団または個人の間の抗争は、暴力を伴わずに解決されるべきである。 いかなる政府も、集団虐殺またはテロリズムを黙認または加担してはならず、 また戦争の手段として女性、児童またはその他のいかなる市民も虐待してはならない。すべての市民および公務員は、平和的、非暴力的に行動する責任を負っている。

第7条

すべての人々は限りなく尊く、無条件に保護されなければならない。動物および自然環境も保護を求めている。すべての人々は、現在生きている人々および将来の世代のために、空気、水および土壌を保護する責任を負っている。

正義と連帯

第8条

すべての人々は、高潔、誠実および公正に行動する責任を負っている。何人 もまたいかなる集団も、他人または集団の財産を強奪し、または恣意的に収奪 してはならない。

第9条

すべての人々は、必要な手段が与えられているならば、貧困、栄養失調、無知および不平等の克服に真剣に努力する責任を負っている。すべての人々に尊厳、自由、安全および正義を保証するために全世界で持続可能な開発を促進すべきである。

第 10 条

すべての人々は、勤勉な努力によって、自らの才能を開発する責任を負っている。人間は、教育および有意義な仕事への平等な機会を与えられるべきである。誰もが、困窮者、不遇者、障害者および差別被害者に支援を与えるべきである。

第11条

あらゆる財産と富は、正義に則し、人類の進歩のために責任を持って使われなければならない。経済的および政治的権力は、支配の道具としてではなく、 経済的正義と社会的秩序に役立つように使われなければならない。

真実性と寛容性

第12条

すべての人々は、真実を語り誠実に行動する責任を負っている。何人も、その 地位がいかに高くまたいかに権限が強大であっても、偽りを語ってはならない。 プライバシーと個人的および職業上の秘密保持の権利は尊重されるべきである。

何人にも、常にすべての真実をすべての人に話す義務はない。

第13条

いかなる政治家、公務員、実業界の指導者、科学者、文筆家または芸術家も一般的倫理基準から免責されず、顧客に対して特別な義務を負う医師、弁護士その他の専門職も同様である。職業その他の倫理規定は、真実性および公正性などの一般的基準の優先性を反映すべきである。

第14条

公衆に知らせ、社会制度および政府の行動を批判するメディアの自由は、公正な社会にとり不可欠であるが、責任と分別をもって行使されなければならない。メディアの自由は、正確で真実な報道への特別な責任を伴うものである。 人間の人格または品位をおとしめる扇情的報道は、いかなる時も避けなければならない。

第15条

宗教的自由は保証されなければならないが、宗教の代表者は、異なる信条の 宗派に対する偏見の表明および差別行為を避けるべき特別な責任を負っている。 彼らは、憎悪、狂信および宗教戦争を煽りまたは正当化してはならず、むしろ すべての人々の間に寛容と相互尊重を涵養すべきである。

相互尊敬とパートナーシップ

第16条

すべての男性とすべての女性は、そのパートナーシップにおいて尊敬と理解を示しあう責任を負っている。何人も、他人を性的搾取または隷属の対象としてはならない。むしろ性的パートナーは、相互の幸福に配慮する責任を認容すべきである。

第17条

あらゆる文化的および宗教的多様性の中で、結婚は愛情、忠実心および寛容を 必要とするものであり、安全と相互扶助の保証を目指すべきである。

第 18 条

賢明な家族計画は、すべての夫婦の責任である。親と子の関係は、相互の愛情、尊敬、感謝および配慮を反映すべきである。いかなる親も他の成人も、児童を搾取し、酷使または虐待してはならない。

結論

第19条

本宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団または個人に対して本宣言および 1948 年の世界人権宣言に掲げる責任、権利および自由の破壊を目的とする 活動に従事する、またはそのような目的を有する行為をする権利を認めるものと解釈されてはならない。

註

- 1) インターアクション・カウンセルの歴史、活動の概要については、事務 局の作成した「In Pursuit of Responsible World」(2003) がある。イン ターアクション・カウンシルのウェブサイト http://www.interactioncouncil.org の目次からすべての関連文書を検索できる。
- 2) 同上 A Statement on Global Issues, 1987
- 3) Thomas Axworthy,トロント大学教授、元ハーバード・ケネディ・スクール教授。カナダのトルードー首相の官房長官等を歴任

Kim Kyong-dong ソウル大学教授

- 4) Universal Declaration of Human Responsibilities, InterAction Council 1997
- 5) "A GLOVAL ETHIC AND GLOVAL RESPONSIBILITIES" Edited by Hans Kueng and Helmut Schmidt, SCM Press LTD p. 125
- 6) Ibid p. 130
- 7) A Statement from the InterAction Council Meeting of Political and Religious Leaders "Bridging the Devide" 2003
- 8) 「戦争と子供たち――武力紛争が子供におよぼす影響」国連事務総長任命 専門官 Graca Machel の報告書 "Impact of armed conflict on children" (UN General Assembly A/51/306, 26 August 1996) の邦訳国連広報センタ ーと日本ユニセフ協会発行
- 9) Joint Communique, InterAction Council 2004, P3
- 10) Lady Blackstone の推進する構想を説明したものとして "double aid and halve poverty" website; www.dfid.gov.uk International Finance Facility は財務省と対外援助庁が設立した組織。Website; www.hm-trea-

sury.gov.uk

11) 二つの宣言の比較、共通点に関しては Kueng 教授の註 5) の著書に詳しい。